

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	児童福祉法(保育の実施等)に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

上関町は、児童福祉法(保育の実施等)に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いについて、特定個人情報の漏えいやその他の事態発生による個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じたうえで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

上関町長

公表日

平成27年6月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童福祉法(保育の実施等)に関する事務
②事務の概要	<p>・児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、保育園の入園等に関して、必要な範囲で個人情報を収集し、保護者の負担能力に応じ、保育実施の費用を徴収している。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、次の事務に利用している。</p> <p>①就学前児童に係る入所申込等(申込、届出、申込)の受理 ②申込等に係る書類審査及び入所選考 ③入所決定及び保育料決定 ④保育所入所承諾書、保育料決定通知書の送付 ⑤口座振替等による保育料の徴収、滞納管理 ⑥保留、待機児童の管理</p> <p>・番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。</p>
③システムの名称	児童福祉システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
入所児童名簿	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 8項 平成26年内閣府・総務省令第5号第8条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【情報提供】なし 【情報照会】9,10,11,12,15項 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報提供】なし 【情報照会】8,9,10条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉課
②所属長	保健福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	上関町保健福祉課 山口県熊毛郡上関町大字長島503 0820-62-0311
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	上関町保健福祉課 山口県熊毛郡上関町大字長島503 0820-62-0311

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

